

---

## 第8次雄武町障がい者計画

- ❖ 第8次障がい者基本計画
  - ❖ 第7期障がい福祉計画
  - ❖ 第3期障がい児福祉計画
- 

令和6年3月

雄 武 町



# ◆ 目 次 ◆

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の目的 .....	3
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の対象者 .....	4
4 計画期間 .....	4
5 国、道の動向 .....	5
(1) 国の障害者施策の動向 .....	5
(2) 国の障害者基本計画 .....	7
(3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定における国の基本的な指針 .....	7
(4) 道の第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画推進のための基本的な事項 .....	8
6 計画の策定体制 .....	8
(1) 策定委員会での審議 .....	8
(2) 障がい者の実態把握 .....	8
<b>第2章 障がい者をとりまく状況</b> .....	<b>9</b>
1 障がい者数の状況 .....	9
2 障がい者の生活課題 .....	10
<b>第3章 計画の基本的方向</b> .....	<b>11</b>
1 基本理念 .....	11
2 基本目標 .....	12
3 施策体系 .....	14
<b>第2編 第8次障がい者基本計画</b> .....	<b>15</b>
<b>基本目標1 ふれあいあふれるふるさとづくり</b> .....	<b>17</b>
1 住民意識の啓発 .....	17
2 地域共生社会づくりの推進 .....	17
<b>基本目標2 健やかに暮らせるふるさとづくり</b> .....	<b>19</b>
1 地域医療の確保 .....	19
2 こころと体の健康づくりの推進 .....	19
3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保 .....	20

<b>基本目標3 安心して生活が送れるふるさとづくり</b> .....	<b>22</b>
1 相談支援体制の充実 .....	22
2 権利擁護の推進 .....	23
3 在宅生活への支援の充実 .....	26
4 日中活動への支援の充実 .....	27
5 居住の場への支援の充実 .....	28
6 地域生活支援拠点の整備 .....	28
<b>基本目標4 地域で育むふるさとづくり</b> .....	<b>29</b>
1 特別支援教育の推進 .....	29
2 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進 .....	31
<b>基本目標5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり</b> .....	<b>32</b>
1 一般就労の促進 .....	32
2 行政としての障がい者雇用対策の強化 .....	34
3 福祉的就労の促進 .....	35
<b>基本目標6 安全で人にやさしいふるさとづくり</b> .....	<b>36</b>
1 障がい者にやさしい公共空間の整備 .....	36
2 暮らしやすい住宅づくりの促進 .....	36
3 外出手段の確保 .....	37
4 円滑なコミュニケーションの支援 .....	37
5 生活安全対策の推進 .....	38
<b>基本目標7 いきいきと活躍できるふるさとづくり</b> .....	<b>40</b>
1 生涯学習機会の拡大 .....	40
2 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進 .....	40
3 障がい者団体の活性化 .....	41
4 まちづくり活動への参画の促進 .....	41
<b>第3編 第7期障がい福祉計画</b> .....	<b>43</b>
<b>第1章 基本目標と成果指標</b> .....	<b>45</b>
1 基本目標 .....	45
2 成果目標 .....	46
<b>第2章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策</b> .....	<b>50</b>
1 障がい福祉計画のサービスメニュー .....	50
2 自立支援給付の見込み .....	51
(1) 訪問系サービス .....	51
(2) 日中活動系サービス .....	52

(3) 居住系サービス .....	59
(4) 指定相談支援 .....	61
(5) その他の自立支援給付 .....	62
3 地域生活支援事業の見込み .....	63
(1) 理解促進研修・啓発事業 .....	63
(2) 自発的活動支援事業 .....	63
(3) 相談支援事業 .....	64
(4) 成年後見制度利用支援事業 .....	65
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 .....	65
(6) 意思疎通支援事業 .....	66
(7) 日常生活用具給付等事業 .....	67
(8) 手話奉仕員養成研修事業 .....	68
(9) 移動支援事業 .....	68
(10) 地域活動支援センター事業 .....	69
(11) 日中一時支援事業 .....	70
(12) 自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業 .....	71
(13) 生活サポート事業 .....	71
<b>第4編 第3期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>73</b>
第1章 基本目標と成果指標 .....	75
1 基本目標 .....	75
2 成果目標 .....	76
第2章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 .....	79
1 障がい児福祉計画のサービスメニュー .....	79
2 障がい児通所支援の見込み .....	79
(1) 児童発達支援 .....	79
(2) 放課後等デイサービス .....	80
(3) 保育所等訪問支援 .....	81
3 障がい児相談支援の見込み .....	81
<b>第5編 計画の推進体制 .....</b>	<b>83</b>
第1章 適切なケアマネジメントの実施 .....	85
第2章 専門従事者の育成・確保 .....	86
第3章 行政職員の資質向上 .....	86
第4章 計画の推進 .....	86

参考資料 .....	87
1 策定委員会条例 .....	89
2 障がい者計画策定委員会委員名簿 .....	90

---

# 第1編

## 總論

---





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

国においては、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

このため、本町では、「障がい者基本計画」を策定し、基本理念に「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を掲げ、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための様々な施策を展開しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、障がい児福祉サービスと位置づけられていることから、各種サービスを提供しています。

「第7次雄武町障がい者計画（第7次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」が計画期間の最終年度となることから、次期計画となる「第8次雄武町障がい者計画（第8次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」として、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

## 2 計画の位置づけ

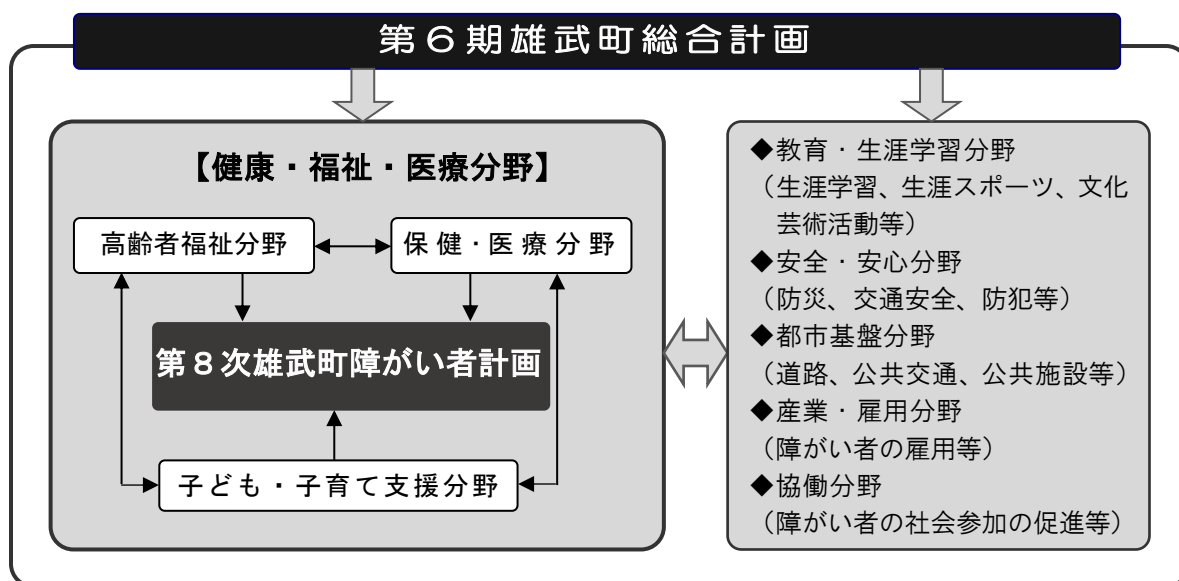
障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画それぞれの根拠法と条項は以下のとおりです。

計画名	根拠法と条項
第8次障がい者基本計画	「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく計画
第7期障がい福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく計画
第3期障がい児福祉計画	「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく計画

本計画は障がい者の生活全般に係る計画であるため、本町における取組の継続性を保てるように、上位計画である「第6期雄武町総合計画」との整合を保ちながら、前計画との連続性、他の部門計画との整合性を確保するものです。

また、道の「第3期北海道障がい者基本計画」、「第7期北海道障がい福祉計画」（障がい児福祉計画を含む）との整合も図っています。

## 計画の位置づけ



### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

### 4 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

第8次雄武町障がい者計画の期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第7次障がい者基本計画	▶					
第8次障がい者基本計画				▶		
第6期障がい福祉計画	▶					
第7期障がい福祉計画				▶		
第2期障がい児福祉計画	▶					
第3期障がい児福祉計画				▶		

## 5 国、道の動向

### (1) 国の障害者施策の動向

#### ① 障害者総合支援法の改正

障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化、障害のある人等が希望する生活を実現するため、令和 6 年 4 月 1 日に改正障害者総合支援法が施行されます。

主な改正のポイントは、以下の 6 つです。

- 1 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- 2 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- 3 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 4 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- 5 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備
- 6 その他

#### ② 障害者雇用促進法の改正

障害者雇用促進法の改正が行われ、令和 6 年 4 月の施行では法定雇用率が 2.5% に、令和 8 年 7 月からは 2.7% に引き上げられます。

主な改正のポイントは、以下のとおりです。

- 1 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例
- 2 障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し
- 3 納付金助成金の新設・拡充等

#### ③ 障害者差別解消法の改正

障害者差別解消法は、令和 3 年 5 月に改正され、令和 6 年 4 月より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。また、これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされます。

#### ④ 医療的ケア児支援法

恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要な児童（18歳以上の高校生等を含む）の日常生活や社会生活を営めるよう支援するために、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が令和3年9月に施行されました。

この法律における基本理念は、以下のとおりです。

- 1 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援しなければならない。
- 2 医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援が行われなければならない。
- 3 医療的ケア者（18歳以上）も適切な保健医療・福祉サービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるように支援が行われなければならない。
- 4 住んでいる地域に関係なく、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるようにする。

#### ⑤ 児童福祉法の改正

令和6年4月に、改正児童福祉法が施行されます。

主な改正のポイントは、以下の7つです。

- 1 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- 2 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 3 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- 4 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 5 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- 6 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- 7 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等

今回の改正では、児童発達支援センターの役割・機能の強化や障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築なども示されることとなっています。

#### ⑥ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

令和4年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

## (2) 国の障害者基本計画

国は令和 5 年度から 5 か年を計画期間とする「障害者基本計画(第 5 次)」を令和 4 年 3 月に策定しています。

国が講ずべき障害者施策の基本的方向については、以下のとおりです。

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

## (3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定における国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針(子ども家庭庁・厚生労働省 告示第 1 号)に即することとされ、令和 5 年 5 月に告示されました。

主な見直しのポイントは、以下のとおりです。

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害のある人等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実・強化
- 7 地域共生社会の実現に向けた取組
- 8 障害福祉サービスの質の確保
- 9 障害福祉人材の確保・定着
- 10 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- 11 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 12 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 13 その他地方分権提案に対する対応

#### (4) 道の第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画推進のための基本的な事項

計画の目的
地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実をめざします。
計画推進のための推進項目
I 北海道障がい者条例の施策の推進
1 権利擁護の推進 2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり 3 就労支援施策の充実・強化
II 地域生活支援体制の充実
4 相談支援体制・地域移行支援の充実 5 サービス提供基盤の整備 6 保健福祉・医療施策の充実 7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上
III 自立と社会参加の促進
8 障がい児支援の充実 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援 10 自立と社会参加の促進・取組定着
IV バリアフリー社会の実現
11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 12 安全確保に備えた地域づくりの推進

## 6 計画の策定体制

### (1) 策定委員会での審議

計画の策定にあたっては、「雄武町障がい者計画策定委員会」において、計画案について審議しました。

委員は、障がい者関係団体、福祉関係団体、教育等関係機関、雇用関係機関、福祉サービス事業者、広域相談事業者、関係委員会、公募委員から編成し、様々な見地からのご意見を反映できるように努めました。

### (2) 障がい者の実態把握

計画を見直すにあたり、障がいのある方のご意見や要望、生活状況等を踏まえ、計画づくりに反映させることを目的として障がい者団体にアンケート調査を実施しました。

## 第2章 障がい者を取りまく状況

### 1 障がい者数の状況

令和4年度の障がい者数の状況を見ると、身体障がい者手帳保持者数は244人、療育手帳保持者（知的障がい者）は57人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は19人となっています。

障害者自立支援法施行当初の平成18年度以降の手帳所持者数を障がい種別にみると、身体障がい者手帳保持者は減少傾向、療育手帳保持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

障がい者手帳保持者数の推移

（単位：人）

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
平成18年度	5	277	282	8	34	42	13
平成25年度	1	264	265	6	49	55	14
平成28年度	0	246	246	7	43	50	13
令和元年度	1	253	254	10	39	49	19
令和4年度	2	242	244	18	39	57	19

※各年度末

## 2 障がい者の生活課題

本計画の策定にあたり、令和5年10月に、「雄武町身体障害者福祉協会」、「つくしの会」（発達障がい児の保護者や支援者の会）、「地域活動支援センターココカラ」、「共にあゆむ親の会」に対し、活動していく上での課題、課題解決に向けた方策等アンケート調査を実施しました。

主な意見は、以下のとおりです。

活動していく上での課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で過ごす障がい者や高齢者の居場所となる所の選択肢が少なく、誰もが集える場所、役割を持ち、生きがいを感じられる場所となる共生サロンがあればいいと思う。</li><li>・交流会を求める声もあるが、コロナが落ち着かずできていない。</li><li>・会員（現在18名）の高齢化と高齢による身体不自由による退会並びに新会員の加入がほとんどなく、会員数が減少している。</li><li>・個人情報の関連もあり、現会員からの情報発信並びに新会員加入促進が難しい。</li><li>・親も高齢化やコロナ禍だったこともあり、集まって交流することができていない。</li><li>・活動が難しくなっている。</li></ul>
課題解決に向けた方策
<ul style="list-style-type: none"><li>・小さな町だから、できることを実現できる町だと思うので、高齢・障がい・児童が気軽に相談できる所（現行では社協？）、ワンストップで対応できる所を充実させていき、資源の少なさをカバーしていくことが住みやすさにつながると思う。</li><li>・もう少し様子を見ていく。</li><li>・町の福祉給付課に障がい者手帳交付時等に会員募集のチラシを配布してもらっている。</li><li>・他の障がい者団体との協力した活動。</li></ul>
その他の意見・要望
<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉課（本庁舎）の入口にコンシェルジュがいてくれると親しみやすくなると思う。</li><li>・障がい者団体の交流で、現場把握や意見交換の場があるといいと思う。</li></ul>



## 第3章 計画の基本的方向

### 1 基本理念

# ともに支えあい、 自立と社会参加を実現するふるさとづくり

障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現をめざし、ノーマライゼーション※<sup>1</sup>、インクルージョン※<sup>2</sup>の精神に基づき、着実に歩いていくことが求められます。

このため、これからも障がいのある人が障がいのない人と同じように、雄武町民の一員として、自らの能力を活かし、活躍できる環境を整備するとともに、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことができるよう、第7次雄武町障がい者計画の基本理念である「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を継承し、7つの分野ごとの基本目標に沿った施策を推進します。

※1 ノーマライゼーション：通常、語句説明では「障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方」とであるとされている。

※2 インクルージョン：障がい者だけでなく、すべての人が社会のあらゆる場面に参加し、それぞれの能力を最大限に活かす機会を持つことをめざす概念である。

## 2 基本目標

本計画では、分野ごとの基本目標を以下のとおり掲げます。

### 基本目標1 ふれあいあふれるふるさとづくり・・・啓発・広報

障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念は、障がい者施策を推進する上での基本となります。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに尊重しあい、ノーマライゼーションの理念や障がいへの正しい理解が深まるように、様々な媒体の活用や、多様な機会を通じて啓発活動を推進していきます。

### 基本目標2 健やかに暮らせるふるさとづくり・・・保健・医療

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージ<sup>※</sup>や心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの提供に努めていきます。

※ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

### 基本目標3 安心して生活が送れるふるさとづくり・・・生活支援

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

関係機関が相互に連携しながら、包括的な相談支援を進めるとともに、地域活動の核となる地域活動支援センターココカラの活動の推進を図ります。また、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業をはじめ、各種生活支援サービスの充実を図り、一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を図っていきます。

## 基本目標4 地域で育むふるさとづくり・・・教育・育成

障がいのある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子どもの将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の学校・こども園、障がい児福祉サービス事業所、専門療育機関等が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育・療育の推進を図ります。

## 基本目標5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり・・・雇用・就業

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、地域活動支援センターココカラにおいて、福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

## 基本目標6 安全で人にやさしいふるさとづくり・・・生活環境

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみで障がい者を災害や犯罪等から守る支えあいのネットワークづくりを図ります。また、バリアフリー、ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の生活空間づくりに向け、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## 基本目標7 いきいきと活躍できるふるさとづくり・・・学習・スポーツ、社会参加の促進

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。

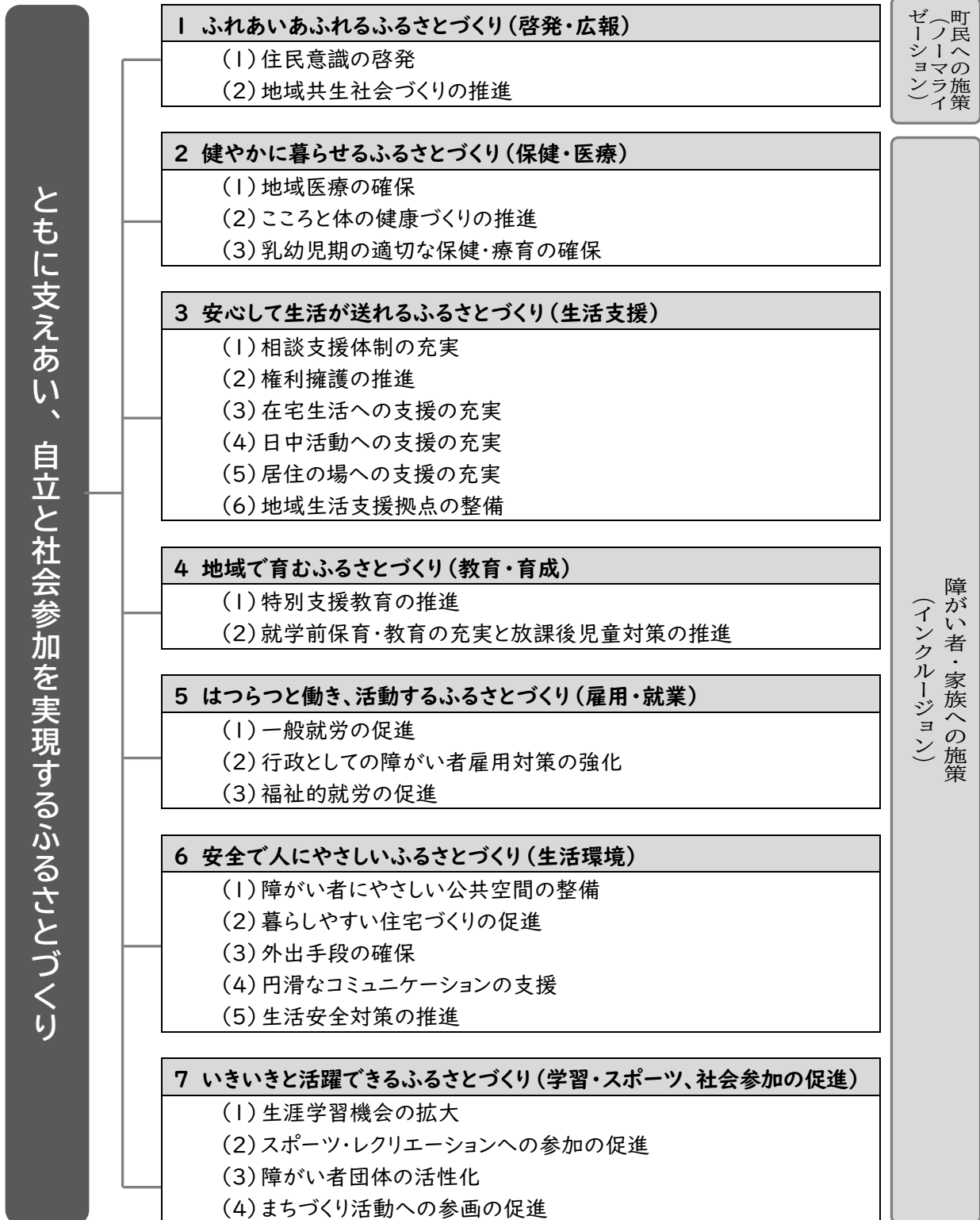
生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境づくりに努めます。

### 3 施策体系

基本理念を達成するため、7つの基本目標と25の基本施策を定めます。

#### 【基本理念】

#### 【基本目標/基本施策】



---

## 第2編

### 第8次障がい者基本計画

---



# 基本目標Ⅰ ふれあいあふれるふるさとづくり

## Ⅰ 住民意識の啓発

### 【施策をとりまく状況】

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮<sup>※</sup>の提供が義務化されます。この改正により、これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされました。

本町においても、配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障がい者は少なくありません。「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を住民にわかりやすく啓発し、障がいを理由とする差別のない地域づくりを一層進めることが求められます。

※合理的配慮：障害者の権利に関する条約では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

### 【施策の方向】

障がい者福祉について、町民がより深く理解できるよう、広報紙やホームページ、掲示物など、幅広い媒体を活用し、周知に努めるとともに、社会福祉協議会や障がい者団体、福祉事業所、各学校、こども園等の協力を得ながら、交流事業等を推進します。

また、事業所、行政のあらゆる活動において、「不当な差別的取扱い」の解消を図るとともに、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合は、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く「合理的配慮」を推進します。

## 2 地域共生社会づくりの推進

### 【施策をとりまく状況】

令和3年4月1日に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりに参加し、互いに協力しながら、安心して暮らしていける「地域共生社会づくり」の取組を進めることが求められています。

本町では、隣近所の住民同士の助けあいやつながりなどの地縁的な関係が比較的残っていますが、人口減少や少子高齢化の中で、地域組織の役員等の高齢化やなり手不足も顕在化しており、長期的な視野のもと、住民一人ひとりが無理なく地域活動に参加し、支えあい、助けあいの関係を継続していけるようなしくみの構築を進めることが求められます。

## 【施策の方向】

自治会などの地域団体やJA、漁協、商工会などの産業団体、社会福祉協議会、民生・児童委員などと連携しながら、重層的支援事業など「地域共生社会づくり」に向けた取組を進め、地域全体で障がい者など、生活支援が必要な人を支えるネットワークづくりを進めます。

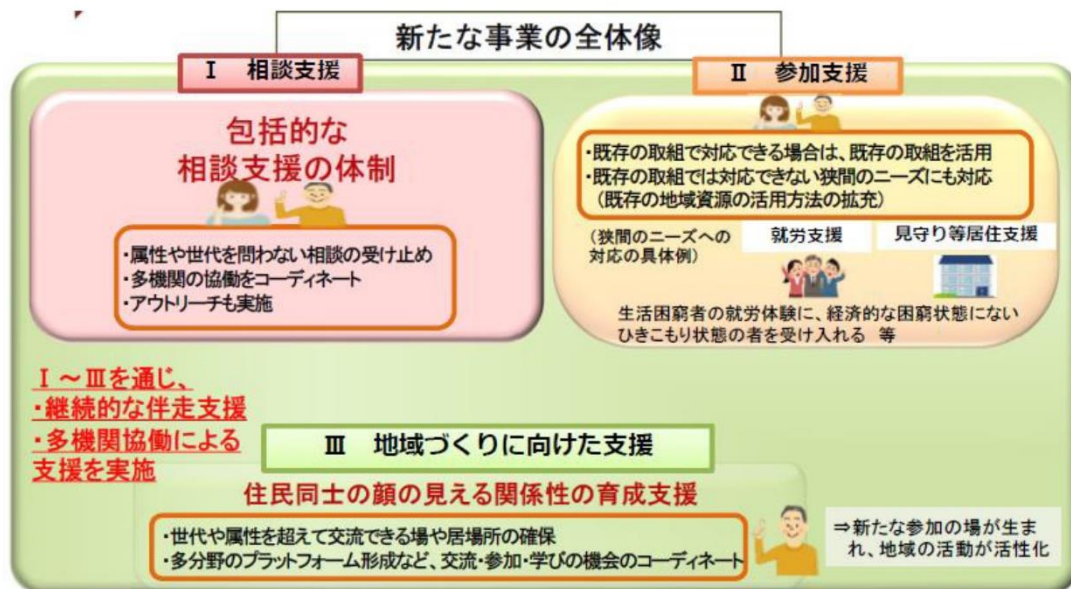
### 重層的支援体制整備事業の概要

地域共生社会づくりをめざす改正社会福祉法により、令和3年度から市町村の任意事業である重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、属性や世代を問わない多職種協働の体制で、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に対応していくことをめざしています。

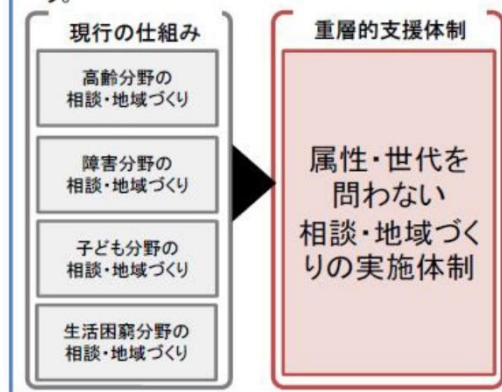
本町では関係機関が協力して支援ニーズに対する包括的な対応を行っていることから、現段階においては本事業に取り組む予定はありませんが、今後の状況の変化を見据えて、事業の実施を検討していくこととしています。

#### 重層的支援体制整備事業の概要



#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



資料：厚生労働省



## 基本目標 2 健やかに暮らせるふるさとづくり

### 1 地域医療の確保

#### 【施策をとりまく状況】

本町では、25 床の一般病床を有し、内科・外科・整形外科・小児科・耳鼻咽喉科の一次医療と救急受入を行う町国民健康保険病院、民間の診療所が、障がい者のみならず、町民にとっての安心生活の砦となっています。また、西紋別地域5市町村で広域紋別病院を運営し、二次医療の核となっています。

#### 【施策の方向】

町内の医療機関や広域紋別病院において、障がい者のみならず、地域の住民が安心して医療を受けられるよう、医療従事者や医療資機材等の確保の推進とともに、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)」など、医療費負担の軽減事業を引き続き推進します。

### 2 こころと体の健康づくりの推進

#### 【施策をとりまく状況】

病気などで障がいとなる可能性がある部分を予防し、治療やリハビリテーションを進めるため、健康診査や健康学習、健康・こころの相談、家庭訪問などの保健事業を推進しています。

今後も様々な障がいや病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

#### 【施策の方向】

疾病予防については、「自らの健康は自らつくる」をめざし、町民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、特定健康診査、特定保健指導等により、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)予防対策を推進します。

### 3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

---

#### 【施策をとりまく状況】

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本町では、母子保健事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めています。発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある人に対しては、児童発達支援センター「西紋こども発達支援センター」があり、本町では通級交通費の助成を実施しています。同センターは、発達障がい児への地域支援や相談などを行う「地域発達支援センター」の役割も担っており、町で実施する乳幼児健診の場面での専門的支援や保育所保育士との情報交換やアドバイスを得ながら子どもたちの発達支援を行っています。

その他の療育関係施設として、NPO法人「サポートセンターもぺっと」(紋別市内)等での児童発達支援事業、放課後等デイサービスや、「道立旭川肢体不自由児総合療育センター」(旭川市内)なども利用されています。

関係機関と連携しながら、母子保健事業とこれら各種療育施設・事業の一層の充実を図っていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

疾病や障がいの予防・早期発見を図るため、雄武町母子健康包括支援センター「ぶちさぼ」を拠点に、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある人については、児童発達支援など、各種療育施設・事業の利用を促進していきます。

## 雄武町母子健康包括支援センター「ぶちさぼ」の概要

令和2年10月開設 ▶▶▶ 妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートします！

雄武町母子健康  
包括支援センター 「ぶちさぼ」

妊娠・出産・子育てについての 総合相談窓口 です

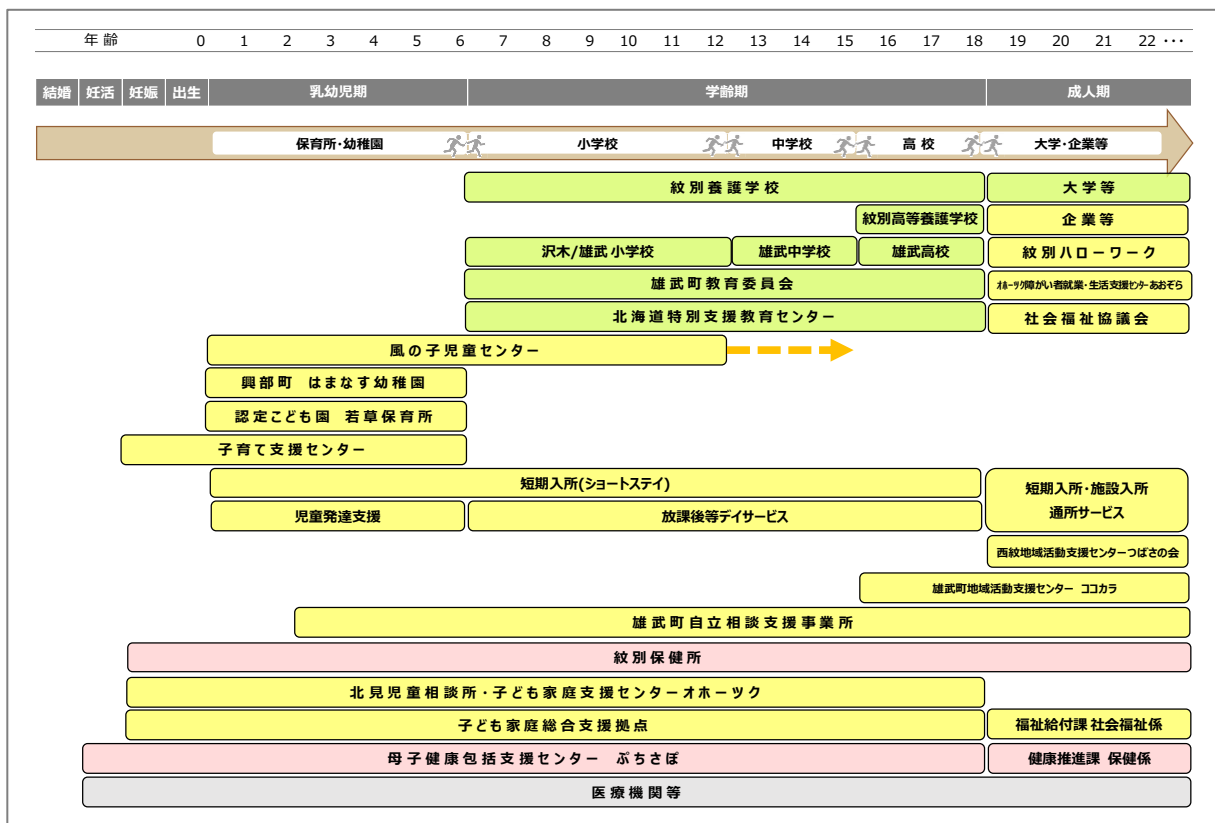
妊娠のこと、産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、気になることがあればお気軽にご相談ください。

こんなお悩み、ありませんか？

- 実家が遠方で、夫は仕事。産後の疲れがとれないままワンオペ育児でつらい…
- 初めての妊娠。身近に小さな子どもはいないし、子育てのイメージが全然つかない！
- 子どもが友だちとのトラブルで悩んでいるみたい。どう接してあげればよいの？
- 不妊治療を始めたけれど、ちょこちょこお金がかかる。何か助成はないのかな？
- 産後、妻の気持ちが読みがたで心配。自分は何をしてあげられるだろう？
- うちの子、同年代のほかの子と比べて言葉がおそい気がする。
- かんしゃくがひどくて手がつけられない・・・これってイヤイヤ期？
- 赤ちゃんが全然寝てくれない。離乳食もあまり食べないし、なんだか育児がうまくいかない…

お気軽にご相談ください！ ▶▶▶ 関係機関と連携し、みなさんの子育てを応援します！

## 雄武町 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 連携図



## 基本目標 3 安心して生活が送れるふるさとづくり

### Ⅰ 相談支援体制の充実

#### 【施策をとりまく状況】

地域包括支援センター内の雄武町自立相談支援事業所では、相談支援専門員による障がい者への相談を行っています。また、相談機関として、紋別保健所や北見児童相談所、指定相談支援事業所つばさ（紋別市内。NPO法人ねこやなぎ）、相談支援センター紡（西興部村内。社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）などがあるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員なども個別に相談を受けています。

障がい者のみならず、複合的な生活課題<sup>※</sup>を持つ家庭に対し、属性や世代を問わず相談を受け止め、多職種・多機関が協働で重層的な相談支援を行っていくことが求められます。

※複合的な生活課題：介護・育児の両立（ダブルケア）、障がいを持った子どもとその親の高齢化、80 歳代の親と引きこもりの 50 歳代の世帯など

#### 【施策の方向】

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、また、潜在的な福祉ニーズの発見につながるよう、雄武町自立相談支援事業所を中心に、庁内各課や社会福祉協議会、その他広域、全道の関係機関と連携し、包括的な相談支援を進めます。

## 2 権利擁護の推進

### 【施策をとりまく状況】

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護を進める必要があります。

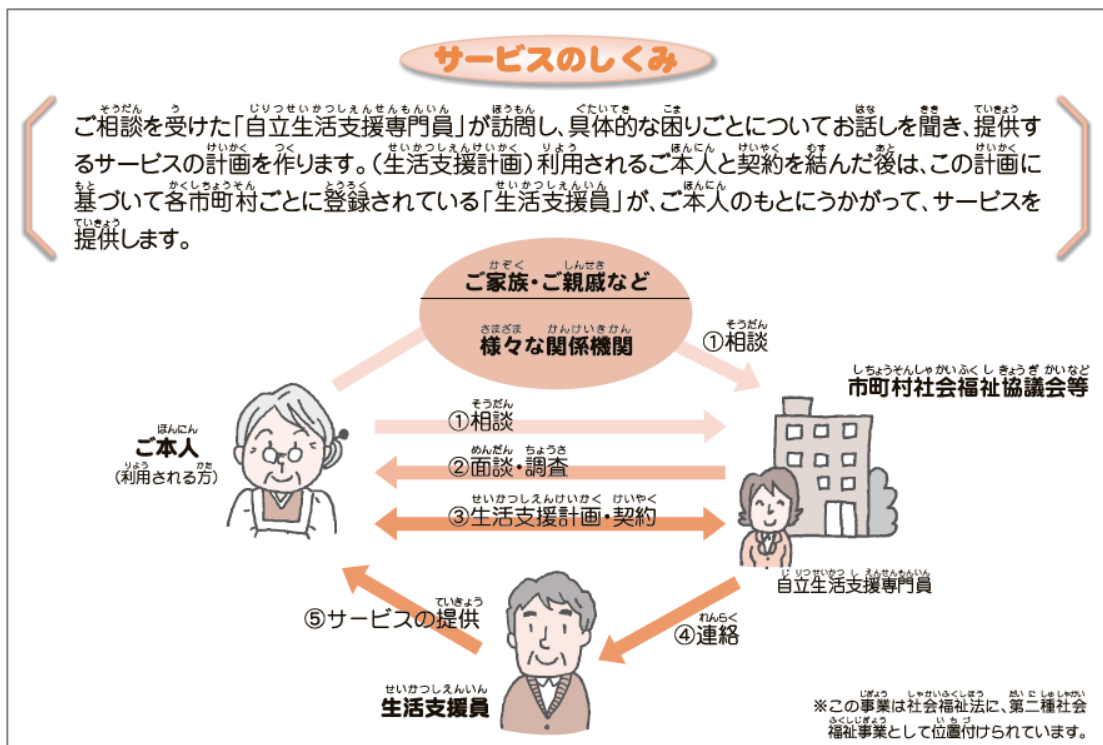
障がい者の権利を擁護するしくみには、北海道社会福祉協議会(網走地区地域福祉生活支援センター)により実施されている、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、これらの普及を図ることが求められます。

また、虐待防止については、町福祉給付課が障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターの役割を担い、関係機関と連携した虐待防止ネットワークの一層の強化を図ることが求められます。

### 【施策の方向】

福祉サービスの利用、財産管理などに関する権利を擁護するため、「意思決定支援」に努めながら、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を促進するとともに、人権侵害などに対して、障がい者防止ネットワークの強化に努めます。

### 日常生活自立支援事業の概要



資料：北海道社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の概要」(第14版・令和4年発行)

# 成年後見制度について

**Q** 成年後見制度にはどのような種類がありますか？

**A** 任意後見制度と法定後見制度があります。

- 判断能力が**不十分になる前**に ▶ **①**『任意後見制度』へ
- 判断能力が**不十分になってから** ▶ **②**『法定後見制度』へ

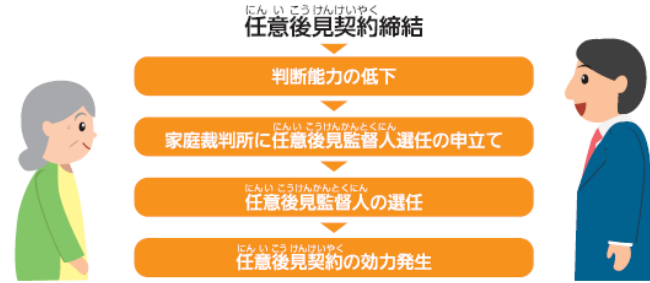
## ① 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らを選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

※ ご本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。ただし、ご本人が意思を表示することができないときは必要ありません。



## ② 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

### 法定後見制度の3種類

	ほ じ ゃ 補 助	ほ さ 保 佐	ごう けん 後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

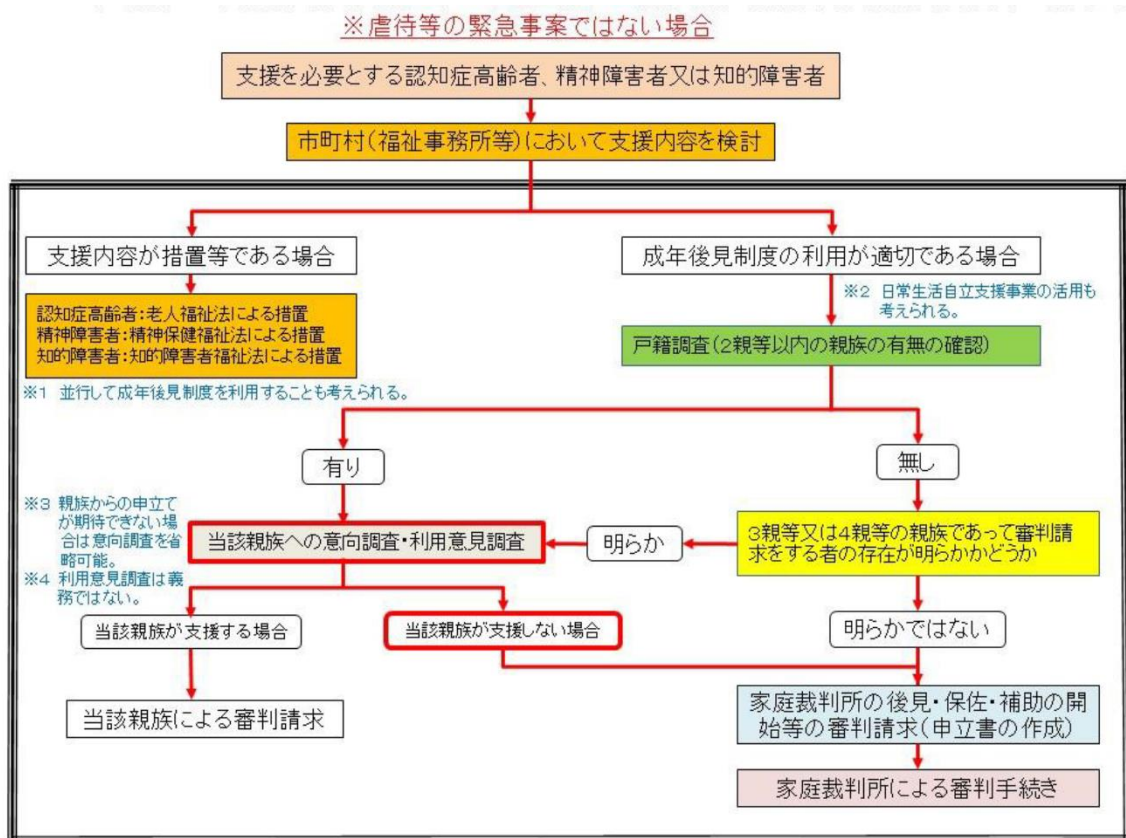
※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

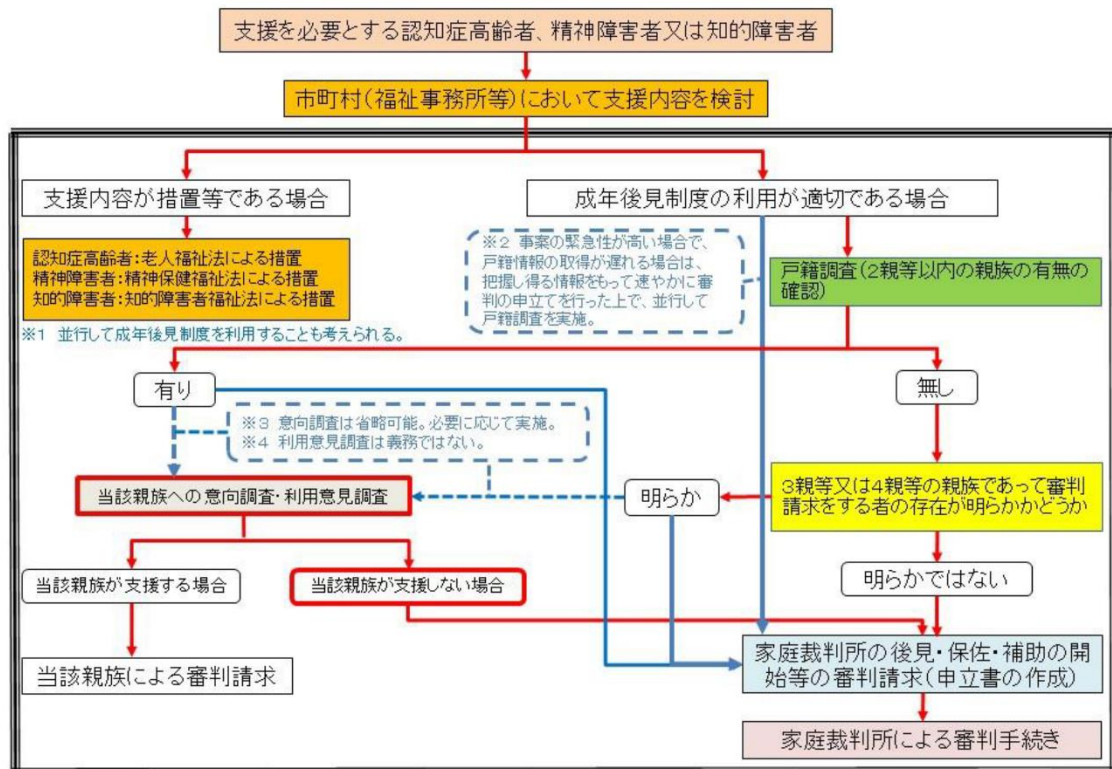


市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障がい者・知的障がい者）



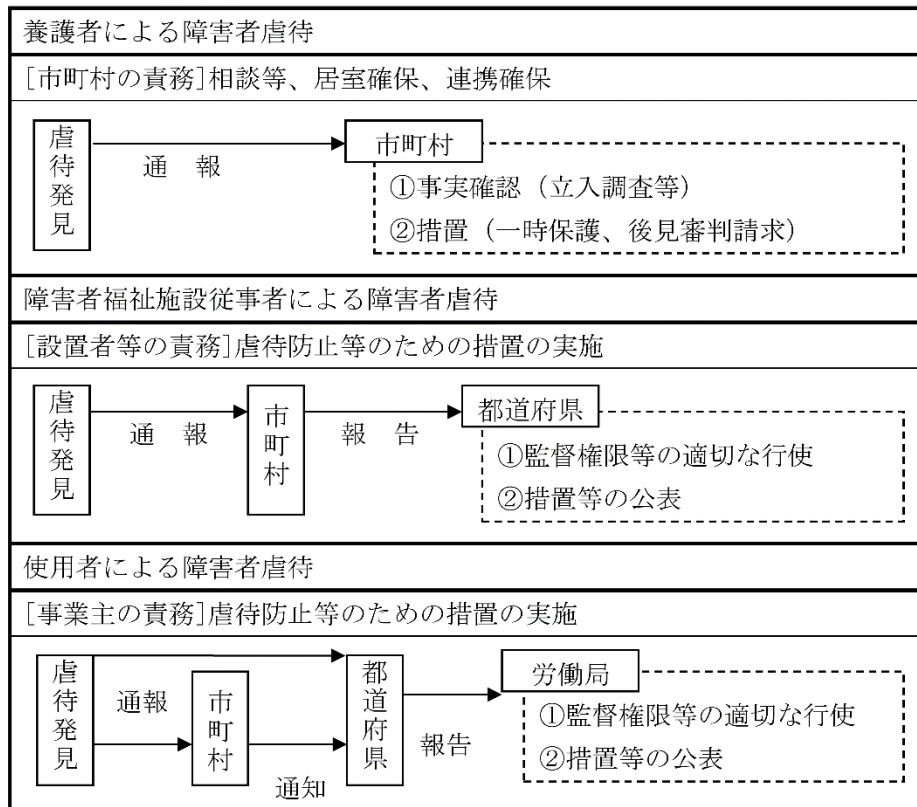
市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)

※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



資料：厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月）

## 障害者虐待防止等のスキーム



資料：厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月）

### 3 在宅生活への支援の充実

#### 【施策をとりまく状況】

ホームヘルプサービス（居宅介護等）など、在宅生活支援サービスは、障がい者本人の生活の質(QOL)を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減につながります。

今後も、障がい者や家族が安心して在宅生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

障害者総合支援法に基づき、ホームヘルプサービス（居宅介護等）等の円滑な提供を図ります。

障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・道の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。



## 4 日中活動への支援の充実

### 【施策をとりまく状況】

日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。

令和3年10月から町内に地域活動支援センターココカラが開設され、障がい者の自主性を尊重しながら共に考え、意欲を持ちながら創作活動を行っています。

障がい者については、本町の地域活動支援センターココカラをはじめ、障害者支援施設「清流の里」の関連事業所(西興部村内)や「西紋地域活動支援センター つばさの会」(紋別市内)など、近隣市町村の施設を利用しています。また、児童については、「西紋こども発達支援センター」において児童発達支援事業があり、町では通級交通費の助成を実施しています。

### 【施策の方向】

地域活動支援センターココカラが開設され、町内の障がい者が集い、就業や訓練、作業等を日常的に行える場として活動することで、障がい福祉に関する普及・啓発活動の推進を図ります。

#### 地域活動支援センターココカラ

～地域で暮らす障がいのある方に、一人一人のニーズやベースに合わせた活動を提供し、社会との交流、自立及び社会参加を支援していきます。

### ◆活動内容

<b>創作・生産活動の場 仲間と一緒に作ろう&amp;働こう</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 創作活動では、自主性を尊重しながら一緒に考え、意欲を持ちながら作業に取り組めるよう支援します。</li><li>❖ 生産活動では、町内の企業様にご協力いただき、内職が可能な軽作業を請け負います。</li><li>❖ 仲間と一緒に作る楽しみ・働く楽しみを感じられる場を提供します。</li></ul>
<b>地域交流・普及啓発の場 地域の皆さんと楽しもう&amp;知ってもらおう</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 私たちの活動を知ってもらう事が障がい福祉に関する普及・啓発活動に繋がります。</li><li>❖ 地域住民や関係機関と連携し、地域のイベントへの参加や当事者活動の支援を行います。</li></ul>
<b>生活相談・自立訓練の場 生活に関する相談&amp;自立に向けての支援</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 日常生活上(掃除・洗濯・調理・金銭管理等)の課題に対して相談に応じるとともに、一人一人のニーズに合わせた自立訓練の場を提供し、自立に向けた支援を行います。</li></ul>
<b>憩いの場 仲間と一緒に学ぼう&amp;楽しもう</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 憩いの場では、学び・癒し・楽しみなどを盛り込んだ様々なプログラムを用意し、社会生活をより豊かなものにできるよう活動していきます。</li></ul>

## 5 居住の場への支援の充実

---

### 【施策をとりまく状況】

居住の場については、障害者自立支援法の施行により、日中活動と夜間の住まいとが明確に分離され、従来の入所施設は「施設入所支援」として住まいの部分が介護給付となりました。このほか、支援を受けながら共同生活を送る「共同生活援助(グループホーム)」があります。

本町にはこれら施設が立地していないため、近隣市町村の施設を利用しており、令和4年度末の利用者は「施設入所支援」が16人、「共同生活援助(グループホーム)」が15人となっています。

令和6年4月に改正障害者総合支援法が施行されます。これにより、施設等からの地域生活への移行を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とされたことから、その促進を強化し、町内への居住の場の確保に向けて取組を進めていくことが求められます。

### 【施策の方向】

障がい者が生まれ育った地域での暮らしを続けられるよう、グループホームなどを運営する民間事業者の参入を促進します。また、他市町村に立地する施設と連携を図りながら、在宅生活への移行及び継続に向けて取り組んでいきます。

## 6 地域生活支援拠点の整備

---

### 【施策をとりまく状況】

地域生活支援拠点とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、障がい者等やその家族の緊急事態への対応や、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への移行など、障がい者等の地域での生活を支援することを目的とする施設です。

障がい福祉計画策定にあたっての国の基本指針では、令和8年度までに、各市町村または圏域で1か所以上の地域生活支援拠点の整備を成果目標に掲げています。

### 【施策の方向】

本拠点については、複数市町村による共同整備が可能となっていることから、本町においては、西紋別地域の市町村で連携し、広域設置か単独設置かを含めた検討を行い、地域生活支援拠点の整備を進めます。

## 基本目標4 地域で育むふるさとづくり

### I 特別支援教育の推進

#### 【施策をとりまく状況】

平成19年度から教育や療育に特別なニーズのある児童・生徒を含めた「特別支援教育」が開始され、各小中学校で、障がいや自閉症など発達上の課題のある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成し、教職員、特別支援教育支援員、「雄武町特別支援教育連携協議会」の構成員・構成機関等などが連携しながら、教育・支援を推進しています。

特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりに対し、引き続き、きめ細かな教育支援を行っていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

各学校において、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めるとともに、「雄武町特別支援教育連携協議会」の構成員・構成機関等の支援を得ながら、「個別の教育支援計画」に基づき、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。

#### 小・中学校特別支援学級児童・生徒数の推移

(単位：人)

	小学校	中学校	合計
令和元年度	19	5	24
令和2年度	17	8	25
令和3年度	23	6	29
令和4年度	27	6	33
令和5年度	24	9	33

※令和5年度は8月現在

## 通常の学級に在籍する教育的支援が必要な子どもの状況

### 特別な教育的支援を必要とする子どもの例

- 教科書をうまく読めない。
- 漢字が覚えられない。
- 計算ミスが多い。
- 文章題が苦手。
- 図形が描けない。



- 会話が一方的でかみ合わない。
- 人との距離感がつかめない。
- 友達づきあいが苦手。



- 忘れ物やなくし物が多い。
- 不注意なミスが多い。
- 計画をたてるのが苦手。
- 整理整頓が苦手。



- そわそわしていて落ち着かない。
- 集中力が短い。
- やり遂げることが難しい。
- おしゃべりが多い



資料：北海道教育委員会「通常の学級に在籍する子どもたちのために みんなに分かりやすい授業づくりのポイント！」（平成26年度版）

## 特別支援教育に関する基本方針

特別支援教育の充実に向けて	
1 適切な学びの場の充実	適切な就学先決定に向けた支援 幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実 高等学校における学びの場の充実 特別支援学校における学びの充実 自立と社会参加の充実
2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実	就学前からの支援体制の整備 在学中における地域の体制づくりの促進 卒業後における支援
3 特別支援教育の質の向上	教員の特別支援教育の専門性の向上 ICTの活用による指導の質の向上 交流及び共同学習の充実 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応
4 特別支援学校の教育環境の整備	学校配置 卒業後の進路を見据えた学科の整備 教育環境の整備に向けた狭隘化対策 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備 安全・安心な学校体制

資料：北海道教育委員会「特別支援教育に関する基本方針」（令和5年度～令和9年度）

## 2 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

---

### 【施策をとりまく状況】

認定こども園若草保育所の幼児教育・保育や児童センターでの放課後児童クラブにおいては、可能な限り、障がいや発達上の課題のある児童を受け入れ、障がいのある子もない子も共に地域で育てる環境づくりに努めています。

子どもたち一人ひとりの心身の状況にきめ細かく対応できるよう、保育士、指導員等の障がい児支援に関する知識・技術の一層の向上に努めることが求められます。

### 【施策の方向】

障がいや発達上の課題のある児童へのきめ細かな対応を図るため、保育士、放課後児童指導員などの体制の充実に努めます。職員や保護者が子どもたち一人ひとりの状況に応じて適切に関われるよう、児童相談所や道教育局による巡回相談での助言・指導を活かした教育・保育を進めます。

また、放課後や土日、長期休み期間等における障がい児等の療育・保育について、町内での事業実施を検討していきます。

## 基本目標5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり

### Ⅰ 一般就労の促進

#### 【施策をとりまく状況】

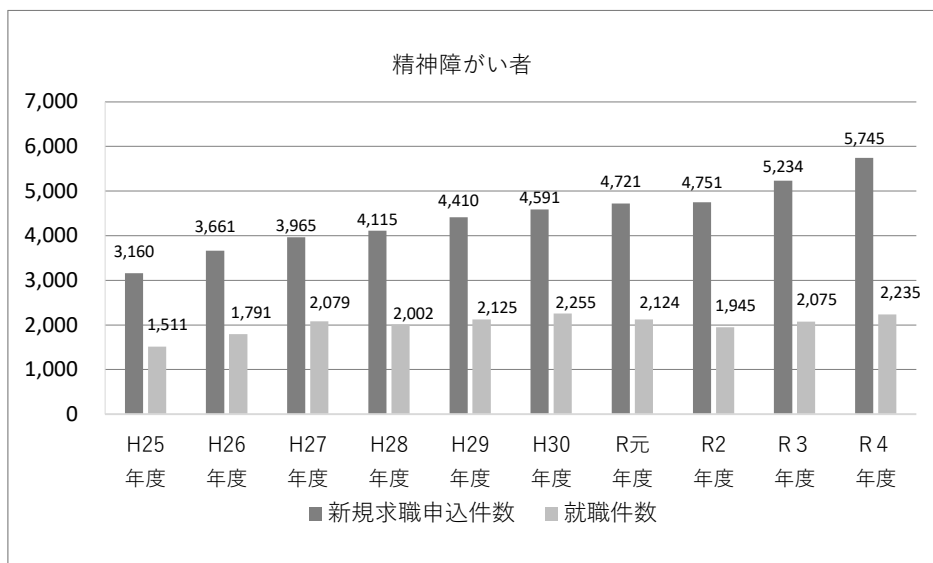
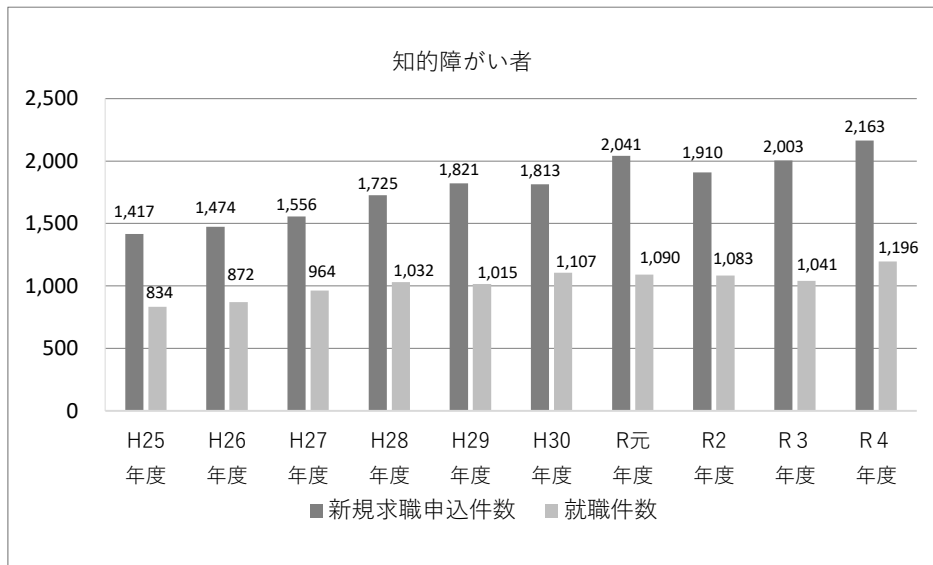
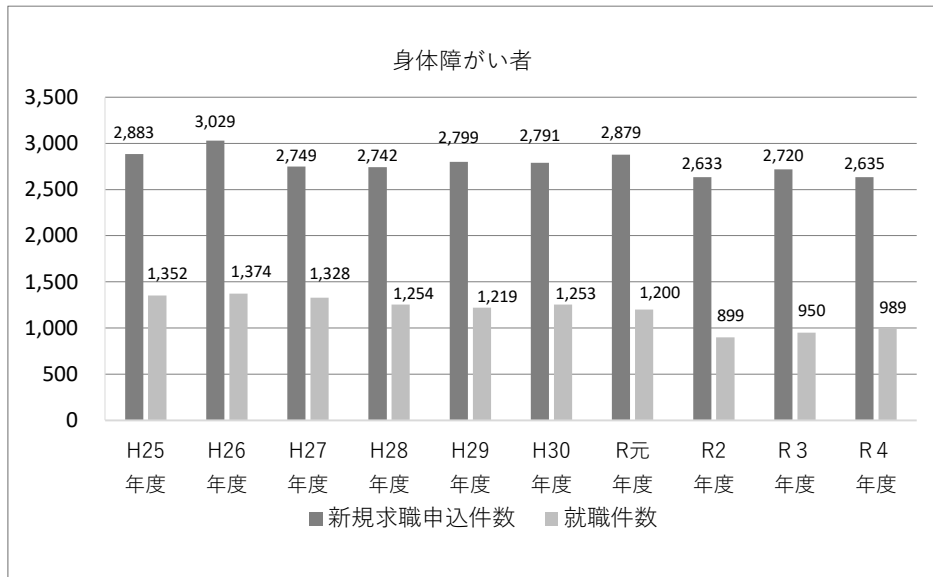
全道のハローワークを通じた障がい者の直近3年間(令和2年度～令和4年度)の求職申込と就職件数の推移をみると、知的障がい者や精神障がい者を中心に新規求職申込数は増加していますが、身体障がい者については、新規求職申込件数は、令和元年以前に比べ減少傾向となっています。また、就職率(求職申込件数に対する就職件数の割合)では知的障がい者は55%前後となっていますが、精神障がい者は40%前後、身体障がい者は、35%前後と低くなっており、障がい者が希望する就職が実現できていない実態がみてとれます。

障がい者雇用を促進する制度には、障害者総合支援法による「就労移行支援」等のほか、雇用前の「職場適応訓練」(訓練を事業主(職親)に委託)や、試行雇用期間の「トライアル雇用」(奨励金の支給)、人的支援である「職場適応援助者(ジョブコーチ)制度」、正式雇用後の法定雇用率制度や「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあり、ハローワーク紋別等と連携を図りながら、こうした制度を活用していくことが求められます。

#### 【施策の方向】

障がい者の一般就労については、本町ではハローワーク紋別をはじめとする関係機関と連携を図りながら取り組んでいますが、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワーク等の各種関係機関では雇用の底上げや職場適応への支援などを行っています。しかし、障がい者雇用についての事業所の理解はまだまだ十分とはいええず、町内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められています。そのため、障がい者雇用に関する課題の把握に努めるとともに、その課題に応じた各種制度の活用の促進及び事業実施を検討していきます。

## 就職件数及び新規求職申込件数の推移



資料：厚生労働省北海道労働局「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」（令和5年5月31日発表）

## 2 行政としての障がい者雇用対策の強化

### 【施策をとりまく状況】

障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月1日より、地方公共団体の障がい者法定雇用率は、常用労働者の2.6%以上から3.0%に引き上げられます。令和5年6月1日現在、町(町長部局)で就業する障がい者数は9人で雇用率は5.36%と法定雇用率を達成していますが、役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められることから、一層の雇用に努めていくことが必要です。

町の障がい者雇用の状況

	算定の基礎となる職員数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	不足数 (人)
雄武町(町長部局)	168	9	5.36	0

資料：町総務課（令和5年6月1日現在）

### 【施策の方向】

行政が率先して法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

障がい者雇用率の引き上げの概要

(単位：%)

事業所区分	現行	令和6年4月1日以降	経過措置 (令和8年6月30日まで)
民間事業主	2.3	2.7	2.5
国、地方公共団体等	2.6	3.0	2.8
都道府県等の教育委員会	2.5	2.9	2.7

資料：厚生労働省「地方公共団体における障害者の雇用促進について」



### 3 福祉的就労の促進

#### 【施策をとりまく状況】

障がい者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練など、福祉的な就労が重要です。

福祉的就労の場として、本町の障がい者は、遠軽町、北見市、名寄市、西興部村、美深町などの施設に入所された後、施設所在地でグループホームなどでの在宅生活に移行され、これらの場に通所している人がいます。

こうした福祉的就労の場は、工賃水準が低く、その底上げが課題であり、障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、関係市町村とともに支援を行っていくことが求められます。

また、町内での福祉的就労の場の確保が求められます。

#### 【施策の方向】

地域活動支援センターココカラでの活動をはじめとして、農業や水産加工、観光など、町の産業と連携しながら、新卒者や一般就労に自信をなくしている人、高齢障がい者などの福祉的就労の活動を展開していきます。

町外の通所施設については、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、関係市町村とともに支援に努めていきます。

また、「雄武町障害者優先調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。

#### 令和5年度雄武町障害者優先調達推進方針(抜粋)

適用範囲	適用範囲は、本町の全ての部局が発注する物品等の調達とし、調達対象は、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等とする。
調達する物品等及びその目標	対象物品等：障害者就労施設等が提供可能な物品等 目 標：物品等の調達に当たっては適正な予算の執行に努めながら障害者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討の上、調達するものとする。
調達の推進方法	障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を庁内に周知するとともに、優先調達の推進を図る。

## 基本目標6 安全で人にやさしいふるさとづくり

### 1 障がい者にやさしい公共空間の整備

#### 【施策をとりまく状況】

障がい者にやさしい公共空間づくりに向けて、バリアフリーの設計による図書館整備のほか、宮の森公園トイレのバリアフリー化工事、オコツナイ川周辺整備事業による車椅子用駐車施設整備に取り組みましたが、引き続き、障がい者を含め誰もが安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めます。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際しては、可能な限り、直接障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

### 2 暮らしやすい住宅づくりの促進

#### 【施策をとりまく状況】

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

また、一般住宅だけでなく、障がい者の親の高齢化が進む中、親亡き後も安心して地域で生活できるグループホームなど、多様な住まいに関するニーズが高まっています。

#### 【施策の方向】

障がい者が生活する住宅の改修については、雄武町快適住まいづくり促進制度の周知を図り、利用を促進していきます。

また、生まれ育った地域での生活を継続していけるように、一般住宅だけでなく、福祉サービスによる生活支援機能を有する多様な住まいのあり方を検討していきます。

### 3 外出手段の確保

---

#### 【施策をとりまく状況】

公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、地域生活支援事業の「移動支援事業」や社会福祉協議会による福祉車両の貸し出しなどがあるほか、車いすのまま乗降できる民間介護タクシーも利用されています。

また、経済的支援として、「ハイヤー基本料金助成」や精神障がい者への通院や通所の交通費助成、西紋こども発達支援センターへの「通級交通費助成」、「自動車運転免許取得費助成」、「自動車改造費助成」を行うとともに、全国一律の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の周知徹底が求められます。

#### 【施策の方向】

公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。

町道の整備の際には、車いす等の利用に配慮した段差の解消など、バリアフリーや安全性の向上に努めるとともに、国道や道道についても危険箇所の解消等を要望していきます。また、交通安全教室等により意識啓発に努めます。

外出支援策については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、社会福祉協議会による福祉車両の貸し出しや、地域生活支援事業の「移動支援事業」の実施、重度身体障害者ハイヤー料金助成の実施など、外出に関する経済的支援制度の利用促進を図ります。

### 4 円滑なコミュニケーションの支援

---

#### 【施策をとりまく状況】

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの人が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

地域生活支援事業の「情報・意思疎通支援用具の給付」や「意思疎通支援事業」など、コミュニケーション支援制度については、近年、「聴覚障がい者用通信装置」の利用以外の実績はありませんが、障がい者や介助者の高齢化が進む中、これらの制度の活用も含め、コミュニケーション手段の確保を図っていく必要があります。

また、町の広報紙などを通じた町政情報の提供に際しても、多様な状況に配慮していくことが望まれます。

## 【施策の方向】

在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話通訳者・ボランティア等の活用を促進します。

緊急時のコミュニケーション手段については、障がいの特性に応じたきめ細かな支援ができるよう検討、工夫していきます。

また、町の広報紙やホームページなどの情報提供手段についても、障がい者に配慮したものとなるよう、併せて検討していきます。

## 5 生活安全対策の推進

---

### 【施策をとりまく状況】

障がい者は、ハンディキャップの内容が一様ではなく、一人ひとり異なることから、災害発生時においては、災害直後の情報の伝達から、救命・救助、避難施設での生活に至るまで、あらゆる面で個別の支援が必要となります。さらに、身近な地域での濃密な人間関係が生命・身体・財産の保全に大きく影響するため、日頃から、地域での見守り・支えあいの関係を築いておくことが重要であることから、消防団や自治会等の地域の避難支援活動を継続し、町全体として災害時要配慮者支援の強化に努めていく必要があります。また、犯罪の多様化、巧妙化が進む中で、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。

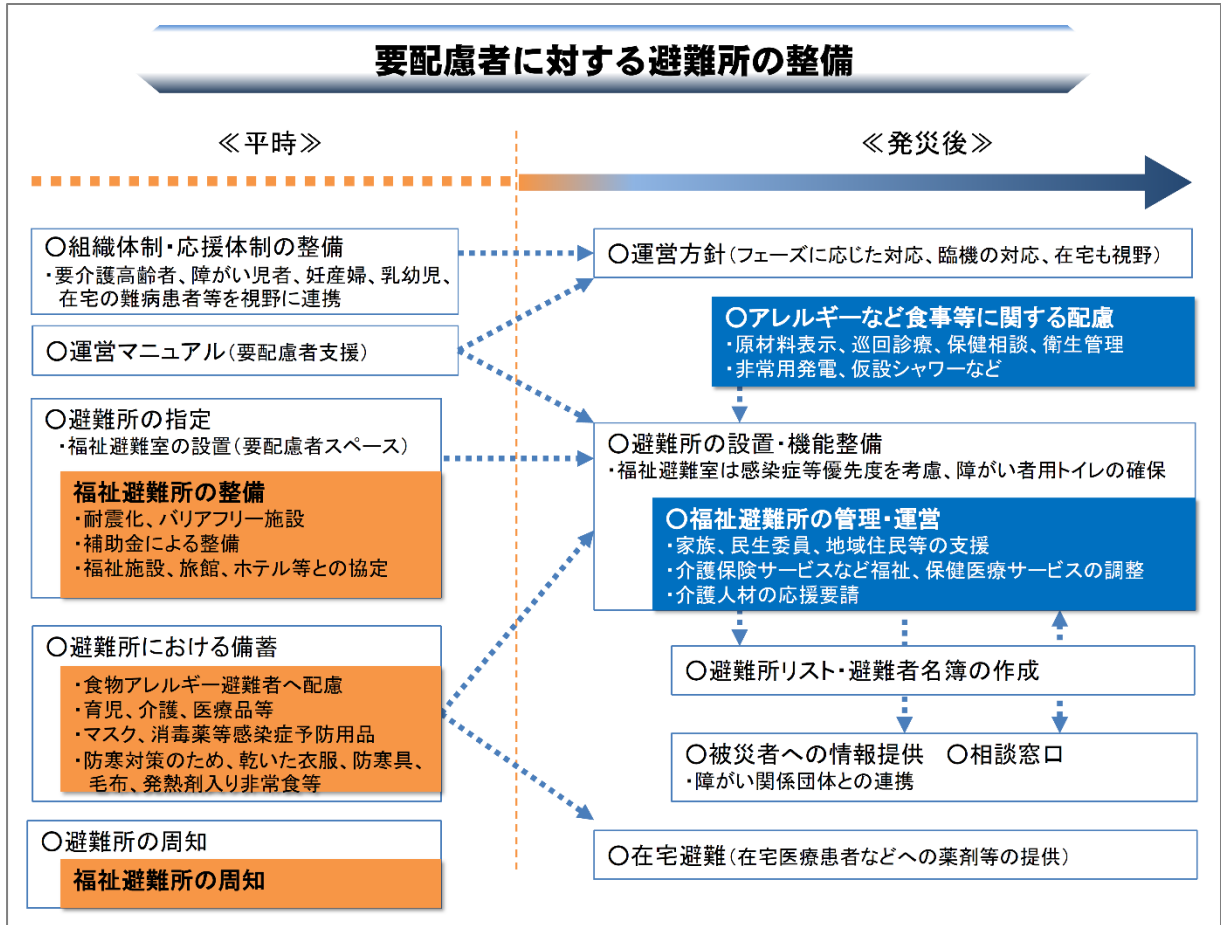
### 【施策の方向】

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、消防署など関係機関との連携を強化しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図るとともに、視覚や聴覚の障がい者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等に対しては、個々人の身体状況や生活状況に応じた情報伝達手段の確保や見守り体制づくりを進めるとともに、「個別避難計画」の作成を進めます。また、自治会の協力を得ながら、地域ごとの自主防災組織づくりを促進するとともに、「災害時一人も見逃さない運動」を継続します。

防犯については、障がい者が犯罪や悪質商法等の被害にあわないよう、警察署をはじめ、町内の関係機関とともに地域防犯活動を進めます。

## 要配慮者に対する避難所のあり方



資料：北海道保健福祉部「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」（令和5年5月）

## 基本目標7 いきいきと活躍できるふるさとづくり

### 1 生涯学習機会の拡大

#### 【施策をとりまく状況】

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質(QOL)の向上や自己実現につながるだけでなく、町民同士の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

ユニバーサルデザインに配慮された雄武町図書館「雄図(ゆ〜と)ぴあ」などを活用しながら、障がい者が参加しやすい生涯学習事業を推進することが求められます。

#### 【施策の方向】

生涯学習事業の推進にあたっては、障がい者が気軽に参加しやすいしくみづくりに努めます。

### 2 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

#### 【施策をとりまく状況】

本町では、スポーツ講座や自主グループ活動などで、障がいの有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の実施とともに、町内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

今後も、障がい者一人ひとりが心身の状況やニーズに応じて、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境整備に努め、障がい者のスポーツ・レクリエーションへの参加を拡大していくことが求められます。

#### 【施策の方向】

障がい者が、より気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善や、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

スポーツイベント等は交流機会の拡充につながるため、町の広報紙やホームページを通じて、より多くの障がい者へ周知できるよう努めます。

### 3 障がい者団体の活性化

---

#### 【施策をとりまく状況】

本町には、障がい者の当事者や家族の団体として、「雄武町身体障害者福祉協会」や、「共にあゆむ親の会(あゆみの会)」（知的障がい児を持つ親の会）があります。また、西紋地区の会として、「つくしの会（西紋地区発達障がい児を持つ親の会）」や、NPO法人「ねこやなぎ」（精神障害者福祉作業所を由来とするNPO法人）などがあります。

団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげる役割もあります。また、NPO法人「ねこやなぎ」のように、福祉サービスの実際の提供主体となるケースも増えており、各種団体の一層の活性化が求められます。

#### 【施策の方向】

障がい者団体は、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、各団体が、新型コロナウイルス感染症による活動自粛から、例年レベルの活動が再開できるよう、活動支援に努めます。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がいそれぞれに分化している各団体の相互交流、西紋地区での相互交流を促進していきます。

### 4 まちづくり活動への参画の促進

---

#### 【施策をとりまく状況】

障がい者一人ひとりが、自身の経験や能力を活かして地域の様々な活動に参画し、障がいのある人となない人が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。

#### 【施策の方向】

町で実施する各種施策・事業について、可能な限り障がい者の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図ります。





---

## 第3編

### 第7期障がい福祉計画

---



## 第1章 基本目標と成果指標

### 1 基本目標

第7期障がい福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

#### 基本目標1 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

#### 基本目標2 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内または近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

#### 基本目標3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

## 2 成果目標

第7期障がい福祉計画の計画終了年度である令和8年度(2026年度)に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

### 成果目標1 福祉施設入所者の地域生活移行

#### 〔第6期計画の推進状況〕

「入所者数の削減目標」、「入所から地域生活に移行する人数の目標」をそれぞれ1人とし、達成しています。

#### 〔第7期計画の目標〕

国は、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げていることから、本町では「施設入所者数の削減目標」、「施設から地域生活に移行する人数の目標」をそれぞれ1人と設定します。

#### ●「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
令和8年度末時点の入所者数	15人
入所者数の削減目標	1人(6.3%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	1人(6.3%)

### 成果目標2 地域生活支援拠点等の整備目標

#### 〔第6期計画の推進状況〕

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

第6期計画中に西紋圏域で1か所整備することを目標に掲げましたが、現在、関係市町村等で継続協議中のため未達成の見込みです。

#### 〔第7期計画の目標〕

7期計画の目標は、西紋圏域で1か所の整備を引き続き目標に掲げます。

## 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

### 〔第6期計画の推進状況〕

「福祉施設から一般就労への移行」については、「就労移行支援事業等を活用して令和5年度に福祉施設から一般就労に1人移行」する目標を掲げていましたが、就労移行支援事業そのものの利用がありませんでした。

### 〔第7期計画の目標〕

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の数が令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること」を目標としており、本町では、令和8年度中における一般就労移行者1人を目標に掲げます。

#### ●「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

## 成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

### 〔第6期計画の推進状況〕

「相談支援体制の充実・強化等」について、国は「令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること」を目標に掲げ、市町村に1か所の基幹相談支援センターの設置を求めていたことから、本町では相談支援事業所において、関係機関と連携しながら、基幹相談支援センターが担う業務である「総合的・専門的な相談支援の実施」や「権利擁護・虐待の防止」などの業務を推進しました。

### 〔第7期計画の目標〕

国では、相談支援体制を充実・強化するため、「令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターの設置の有無や地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」を基本としていることから、引き続き、本町では相談支援事業所において、関係機関と連携しながら、基幹相談支援センターが担う業務である「総合的・専門的な相談支援の実施」や「権利擁護・虐待の防止」などの業務を推進していきます。

## 基幹相談支援センターの役割

区 分	内 容
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施</li> </ul>
(2) 地域の相談支援体制の強化の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言</li> <li>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）</li> <li>・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）</li> </ul>
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発</li> <li>・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート</li> </ul>
(4) 権利擁護・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>・障がい者等に対する虐待を防止するための取組</li> </ul>

## 成果目標5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制構築

### 〔第6期計画の推進状況〕

「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制構築」について、国は「令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有などの取組を実施する体制を構築すること」を目標に掲げていたことから、本町では町職員や障がい福祉サービス事業所職員が、道などによる人材育成や、障害福祉サービスの報酬請求・審査支払等に関する研修等に積極的に参加することを促進するとともに、情報共有を図り、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上に努めました。

### 〔第7期計画の目標〕

国では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供ができていないか検証することが望ましいこと。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となること等、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とするとしていることから、引き続き、本町では障害福祉サービスの報酬請求・審査支払等に関する研修等に積極的に参加するとともに、令和5年9月から障害福祉業務総合支援ソフトを導入したことにより、適正な事務の執行を図ります。また、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上に努めます。

## 成果目標6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 〔第6期計画の推進状況〕

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数」、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数」を目標に掲げていたことから、本町でもそれぞれ数値目標を設定し取り組みましたが、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数」、「協議の場への保健、医療、福祉、介護の関係者、当事者、家族等の年間参加者数」については目標達成には至りませんでした。一方、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数」については、目標を達成しました。

なお、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助」の利用者はいませんでした。

### 〔第7期計画の目標〕

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は改めて「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数」、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数」を目標に掲げていることから、本町では、第6期の進捗状況を踏まえ、以下の目標を掲げ、既存の地域ケア会議において、その達成に努めます。

また、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助」の利用者は、第6期計画期間においてはいませんでしたが、引き続き新規に利用が必要なケースが生じた場合は、着実に対応していきます。

### ●「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の数値目標

項目	数値目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	3回
協議の場への保健、医療、福祉、介護の関係者、当事者、家族等の年間参加者数	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数	新規に利用が必要なケースに着実に対応

## 第2章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

### 1 障がい福祉計画のサービスメニュー

障害者総合支援法に基づき、以下のサービスを提供します。

#### ■障がい福祉計画のサービスメニュー

	障がいの種類				
	身体	知的	精神・発達	障がい児	難病
<b>1 自立支援給付</b>					
(1) 訪問系サービス					
①居宅介護	○	○	○	○	○
②重度訪問介護	○			○	○
③行動援護		○	○	○	
④同行援護	○			○	
⑤重度障がい者等包括支援	○	○		○	
(2) 日中活動系サービス					
①生活介護	○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	○	○		○
③就労選択支援	○	○	○		○
④就労移行支援・就労継続支援	○	○	○		○
⑤就労定着支援	○	○	○		○
⑥療養介護	○	○	○		○
⑦短期入所	○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス					
①共同生活援助（グループホーム）	○	○	○		○
②施設入所支援	○	○	○		○
③自立生活援助	○	○	○		○
(4) 指定相談支援					
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○	○	○		○
(5) その他の自立支援給付					
①自立支援医療	○		○	○	
②補装具費の支給	○			○	○
<b>2 地域生活支援事業</b>					
①理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業	○	○	○	○	○
③相談支援事業	○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業		○	○		
⑤成年後見制度法人後見支援事業		○	○		
⑥意思疎通支援事業	○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業	○				
⑨移動支援事業	○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業	○	○	○		○
⑪日中一時支援事業	○	○	○	○	○
⑫自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業	○	○	○		
⑬生活サポート事業	○	○	○	○	○



## 2 自立支援給付の見込み

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの内容】

訪問系サービスとして、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

#### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障がいの状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護(身体介護や代読、代筆など)を行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 ① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者 ② 強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

#### 【見込み及び取組の方向】

- 訪問系サービスの見込みは以下の表のとおりとなります。
- 利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、ホームヘルパーの育成といったサービス基盤の充実に取り組めます。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度(2021)計画値	4年度(2022)計画値	3年度(2021)実績値	4年度(2022)実績値	6年度(2024)計画値	7年度(2025)計画値	8年度(2026)計画値
利用者数(人)	2	2	2	6	6	6	6
利用時間数(時間/月)	21	21	12	11	11	11	11

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### 【サービスの内容】

常に介護を必要とする障がい者を対象とする通所サービスです。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

#### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ① 49歳以下の場合、障害支援区分3以上 (施設入所は区分4以上) ② 50歳以上の場合、障害支援区分2以上 (施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供

#### 【見込み及び取組の方向】

- 生活介護の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	22	22	22	22	22	22	22
利用量(人日/月)	484	484	416	404	404	404	404

## ② 自立訓練

### 【サービスの内容】

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーションを行います。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③ 宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)

### 【見込み及び取組の方向】

- 自立訓練の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

### ●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

### ③ 就労選択支援

#### 【サービスの内容】

就労選択支援は、令和7年10月より新設されるサービスであり、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

#### 【見込み及び取組の方向】

- 就労選択支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数増加の働きかけなどを行います。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	—	—	—	—	0	10	10

#### ④ 就労移行支援・就労継続支援

##### 【サービスの内容】

訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

##### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型＝雇用型）	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（B型＝非雇用型）	① 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ アセスメントの結果、企業等の雇用や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

##### 【見込み及び取組の方向】

- 就労移行支援・就労継続支援のサービスの見込みは次の表のとおりとなります。退院する精神障がい者や特別支援学校卒業生など、新たな利用者を見込みます。
- 各事業所や道、ハローワークなどと連携しながら、当該サービスの実施を促進していきます。
- 「雄武町障害者優先調達推進方針」に基づき、町自らの障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するとともに、町内の民間企業等への波及を図り、事業所の工賃の確保・向上に努めます。

●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0	0	1	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	0	0	2	0	2	2	2
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	11	11	10	10	10	10	10
	利用量(人日/月)	242	242	201	166	166	166	166

⑤ 就労定着支援

【サービスの内容】

就労定着支援は、一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

【見込み及び取組の方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、障がい者の就労を定着させるサービスとして、就労移行支援実施事業所を中心に、実施を働きかけていきます。

●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

## ⑥ 療養介護

### 【サービスの内容】

療養介護は、長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な人へ日中活動の場を提供するサービスです。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

### 【見込み及び取組の方向】

- 療養介護の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1

## ⑦ 短期入所

### 【サービスの内容】

短期入所（ショートステイ）は、一時的に障がい者支援施設などに入所するサービスです。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」があります。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
短期入所	居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行う

### 【見込み及び取組の方向】

- 短期入所の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。
- 重症心身障がい児・者など、常時医療的ケアが必要な人に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

### ●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	2	2	5	6	6	6	6
	利用量(人日/月)	14	14	48	46	46	46	46
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0



### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービスの内容】

共同生活援助(グループホーム)は、障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場です。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

#### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	身体障がい者（65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者、精神障がい者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

##### 【見込み及び取組の方向】

- 共同生活援助の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 障がい者並びに家族の意向を踏まえながら、生まれ育った地域での暮らしを継続できるように、他市町村と連携を図りながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
共同生活援助	利用者数(人)	17	17	16	16	16	16	16
うち日中サービス 支援型	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者 における共同生活 援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

## ② 施設入所支援

### 【サービスの内容】

障がい者の入所施設は、長らく、身体障がい者入所療護施設、知的障がい者入所更生施設、精神障がい者入所授産施設など、障がい種別や目的により細かく分類されていましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から、障がい種別による区分がなくなるとともに、住まい(夜間)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。日中活動は、主に「生活介護」や「就労継続支援B」などのサービスを利用します。施設入所支援のサービスの対象者及び内容は表のとおりです。

### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な方、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

### 【見込み及び取組の方向】

- 施設入所支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	16	16	16	16	16	16	16

## ③ 自立生活援助

### 【サービスの内容】

「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話、メールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

### 【見込み及び取組の方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、利用希望があった際に、円滑な利用が可能となるよう、雄武町自立相談支援事業所(雄武町地域包括支援センター内)でのサービス実施に努めるとともに、西紋圏域での広域運用なども検討していきます。

●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

(4) 指定相談支援

【サービスの内容】

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画を作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者から 24 時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。本町では、雄武町自立相談支援事業所（雄武町地域包括支援センター内）で、これら3種の相談支援を実施しています。サービスの対象者及び内容は表のとおりです。

●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障がい者	相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 基本相談支援（通常の相談）
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障がい者等	24時間体制の緊急時の相談支援等

【見込み及び取組の方向】

- 計画相談支援は、障害者自立支援法上のサービスを利用する対象者すべてとなることを踏まえて見込みます。
- 相談支援専門員の育成等に努め、利用者への支援の充実を図っていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、きめ細かな相談支援により、在宅移行を促進し、自立生活へ支援していきます。

●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
計画相談支援	実利用者数(人)	40	40	39	40	40	40	40
地域移行支援	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

## (5) その他の自立支援給付

### ① 自立支援医療

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、「育成医療」は「18歳未満の身体障がい児の手術など(斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなどこころの病気による通院医療費の支給」です。

サービスの周知と障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

### ② 補装具費の支給

補装具とは、身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のことで、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

### 3 地域生活支援事業の見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### 【サービスの内容】

市町村が、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。本町では実施していませんが、生涯学習関連事業や関係団体の自主事業などを通じて、地域住民が障がい者について理解を深めるための取組が実施されています。

##### 【見込み及び取組の方向】

- 障がい者に対する理解を深めるため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

##### ●サービスの実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	実施検討	実施検討	未実施	未実施	実施検討	実施検討	実施検討

#### (2) 自発的活動支援事業

##### 【サービスの内容】

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート(互いの悩みを共有する交流)、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。

##### 【見込み及び取組の方向】

- 自発的な活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組んでいきます。

##### ●サービスの実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	実施	実施	未実施	未実施	実施検討	実施検討	実施検討

### (3) 相談支援事業

#### 【サービスの内容】

相談支援事業については、町が窓口となって障がい者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行い、専門的な相談は指定相談支援事業所に委託をして実施しています。

#### ●事業内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行う
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業

#### 【見込み及び取組の方向】

- 相談支援事業の設置箇所の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 各相談機関の連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。また、住宅入居等支援事業については実施しませんが、町内での自立生活を希望する障がい者に対し、町が物件の確保に向けた調整等に努めます。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
障害者相談支援事業	設置箇所	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの内容】

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

##### ●サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業

##### 【見込み及び取組の方向】

- 利用希望があった際に、当該事業を実施していきます。
- 障がい者の高齢化が進む中、この事業を活用しながら、成年後見による障がい者の権利擁護を図っていきます。

##### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	1	1	0	2	2	2	2

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### 【サービスの内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

##### 【見込み及び取組の方向】

- 成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成に向けて、広域の関係機関と共に、取り組んでいきます。

●サービスの実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	実施	実施	未実施	未実施	実施検討	実施検討	実施検討

(6) 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳士(者)、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービスです。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する試験への合格と登録に基づく「手話通訳士」と、都道府県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

【見込み及び取組の方向】

- 意思疎通支援事業の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 道や関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。また、町社会福祉協議会等と連携しながら、地域での手話通訳、要約筆記の人材育成に努めます。

●サービスの利用実績及び見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数 (人)	1	1	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0



## (7) 日常生活用具給付等事業

### 【サービスの内容】

日常生活用具の給付等の事業内容は表のとおりです。

### ●事業内容

事業名	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある方の在宅療養等を支援するための用具を給付
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合に、日常生活用具の住宅改修費を給付(上限額あり)

### 【見込み及び取組の方向】

- 排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。また、他の支援用具についても周知による利用者の増加を図ります。
- 障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

### ●サービスの利用実績及び見込み(年間)

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
①介護訓練支援用具	件	1	1	0	1	1	1	1
②自立生活支援用具	件	1	1	1	1	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件	2	2	0	0	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	144	144	132	117	117	117	117
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	0	1	1	1

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの内容】

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

### 【見込み及び取組の方向】

- 手話を学びたい町民への学習機会を確保するため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

### ●サービスの実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
登録見込み者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

## (9) 移動支援事業

### 【サービスの内容】

移動支援事業は、「自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、本町では、障害者総合支援法上のサービスとしては個別支援型を実施しています。

### ●事業内容

事業名	事業内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援。 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎。公共施設等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行するほか、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行（本町では障がい者に限定せず、福祉バスを随時運行している）

### 【見込み及び取組の方向】

- 同行援護の利用を勘案しながら、次の表のとおり見込みます。
- 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、グループ支援型など、多様な手法での移動支援事業への参入を促進していきます。

●サービスの利用実績及び見込み(年間)

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
登録見込み者数(人)	8	8	2	2	2	2	2
延べ利用時間数(時間)	125	125	56	28	28	28	28

(10) 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

本町では、令和3年10月から地域活動支援センターココカラが活動しており、紋別市で活動している地域活動支援センターへ通所している人もいます。

●事業内容

事業名		事業内容
機能強化事業	I型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る理解啓発等を行う。相談支援事業を実施ないし委託を受けていることを要件とする。
	II型	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
	III型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供する。

【見込み及び取組の方向】

- 町外の事業所への委託を継続しつつ、本町の地域活動支援センターココカラの活動を支援します。

●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2	2	2
実利用者数(時間)	4	7	6	8	8	8	8

## (11) 日中一時支援事業

### 【サービスの内容】

日中一時支援事業は、障害者自立支援法により、障がい児の放課後の学童保育的な事業である「障害児タイムケア事業」と、「日中の日帰りショートステイ」が統合されてできた事業で、介護者が介護できない時に日中活動の場を提供しています。

平成 24 年度から、障がい児の放課後の学童保育的な事業は、児童福祉法による「放課後等デイサービス」に移行しましたが、市町村による柔軟なサービス展開を図ることができる事業として、存続しています。

### ●事業内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

### 【見込み及び取組の方向】

- 現行の実施事業の提供体制の確保を促進するとともに、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	2	2	1	3	3	3	3
利用量(回/年)	100	100	61	85	85	85	85

## (12) 自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業

### 【サービスの内容】

自動車運転免許取得費助成は、身体障がい者が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がい者が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

### 【見込み及び取組の方向】

- 自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。また、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源確保を図ります。

### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	┆	┆	┆

## (13) 生活サポート事業

### 【サービスの内容】

生活サポート事業は、介護保険の訪問介護や自立支援給付の居宅介護等の対象とならない人にホームヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助等を行っています。

### 【見込み及び取組の方向】

- 社会福祉協議会への委託により当該事業を実施し、サービスの周知を図ります。

### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	┆	0	┆	┆	┆	┆



---

## 第4編

### 第3期障がい児福祉計画

---





## 第1章 基本目標と成果指標

### 1 基本目標

第3期障がい児福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

#### 基本目標1 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達上の課題について、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。

#### 基本目標2 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

#### 基本目標3 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。

## 2 成果目標

第3期障がい児福祉計画の計画終了年度である令和8年度（2026年度）に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

### 成果目標1 児童発達支援センターの設置

#### 〔第2期計画の推進状況〕

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、併せて地域の障がい児やその家族への相談及び障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、本町の場合での確保が難しいことから、令和元年9月に設置した西紋5市町村の広域連携による「西紋こども発達支援センター」で、本町在住の障がい児と保護者が利用しやすい環境づくりを推進しています。

#### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

本町では、引き続き「西紋こども発達支援センター」を活用し、本町在住の障がい児と保護者が利用しやすい環境づくりを推進します。

### 成果目標2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

#### 〔第2期計画の推進状況〕

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、「令和5年度末までに、すべての市町村において利用できる体制を構築すること」を目標に掲げていましたが、未達成の見込みです。

#### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、推進する体制を構築すること」を目標に掲げています。本町では、引き続き町外の事業所の協力を得ながら、支援が受けられる体制づくりに努めます。

## 成果目標3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

### 〔第2期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」について、国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、未達成の見込みです。

### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保すること」を目標に掲げています。

本町では、西紋圏域での提供に向け、関係市町村で連携し、参入を促進します。

## 成果目標4 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

### 〔第2期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保」について、国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、未達成の見込みです。

### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保すること」を目標に掲げています。

本町では、西紋圏域での提供に向け、関係市町村で連携し、参入を促進します。

## 成果目標5 医療的ケア児支援の協議の場の設置

### 〔第2期計画の推進状況〕

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には、保護者の負担軽減や後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、「令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げていることから、本町では該当するケースがあった場合に、随時、協議の場を設置していくこととしていましたが、該当するケースはない見込みです。

### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

本町では、該当するケースがあった場合に、随時、協議の場を設置していきます。

## 成果目標6 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置

### 〔第2期計画の進捗状況〕

国は、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げていることから、本町では関係市町村で連携し、西紋圏域でのコーディネーターの配置をめざして取り組んできましたが、配置できない見込みです。

### 〔第3期計画の目標〕

国は、改めて「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

本町では、関係市町村で連携し、西紋圏域でのコーディネーターの配置をめざします。

## 第2章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

### 1 障がい児福祉計画のサービスメニュー

障がい児が健やかに成長できるよう、児童福祉法に基づく障がい児通所支援と障がい児相談支援を提供します。

なお、障害者総合支援法によるサービスについては、「障がい福祉計画」に障がい児分を含んでいます。

#### ■障がい児福祉計画のサービスメニュー

1 障がい児通所支援
(1) 児童発達支援
①児童発達支援事業
②医療型児童発達支援
③居宅訪問型児童発達支援
(2) 放課後等デイサービス
(3) 保育所等訪問支援
2 障がい児相談支援

### 2 障がい児通所支援の見込み

#### (1) 児童発達支援

##### 【サービスの内容】

児童発達支援は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。

医療型児童発達支援は、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。

居宅訪問型児童発達支援は、「重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービス」です。

**【見込み及び取組の方向】**

- 児童発達支援の見込みは次の表のとおりとなります。
- 町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、もぺっと、西紋地区で広域運営をしている西紋こども発達支援センターと連携し、特に、長期休み期間中などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

**●サービスの利用実績及び見込み**

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
児童発達支援事業	利用者数(人)	4	4	6	7	7	7	7
	利用量(人日/月)	12	12	12	17	17	17	17
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

**(2) 放課後等デイサービス**

**【サービスの内容】**

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、「授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

**【見込み及び取組の方向】**

- 放課後等デイサービスの見込みは以下の表のとおりとなります。
- 町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、もぺっと、西紋地区で広域運営をしている西紋こども発達支援センターなど近隣市町村の事業所と連携し、特別支援学校在学生などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

**●サービスの利用実績及び見込み**

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	6	6	7	7	7	7	7
利用量(人日/月)	10	10	19	16	16	16	16

### (3) 保育所等訪問支援

#### 【サービスの内容】

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

#### 【見込み及び取組の方向】

- 保育所等訪問支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 対象となる子どもと保護者、保育所等の職員を支援するため、必要な際にサービスを提供していきます。
- 事業所による当該事業の提供体制の充実を広域市町村とともに働きかけていきます。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

## 3 障がい児相談支援の見込み

#### 【サービスの内容】

通所サービス等を利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングの実施等の支援を行います(入所の相談は児童相談所で行います)。また、基本相談支援(通常の相談)も行うサービスで、雄武町自立相談支援事業所(雄武町地域包括支援センター内)及び児童の生活圏域に所在する事業所で実施します。

#### 【見込み及び取組の方向】

- 障がい児相談支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 相談支援専門員の育成等に努め、障がい児と保護者への支援の充実を図っていきます。

#### ●サービスの利用実績及び見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	9	9	14	14	14	14	14





---

## 第5編

# 計画の推進体制

---



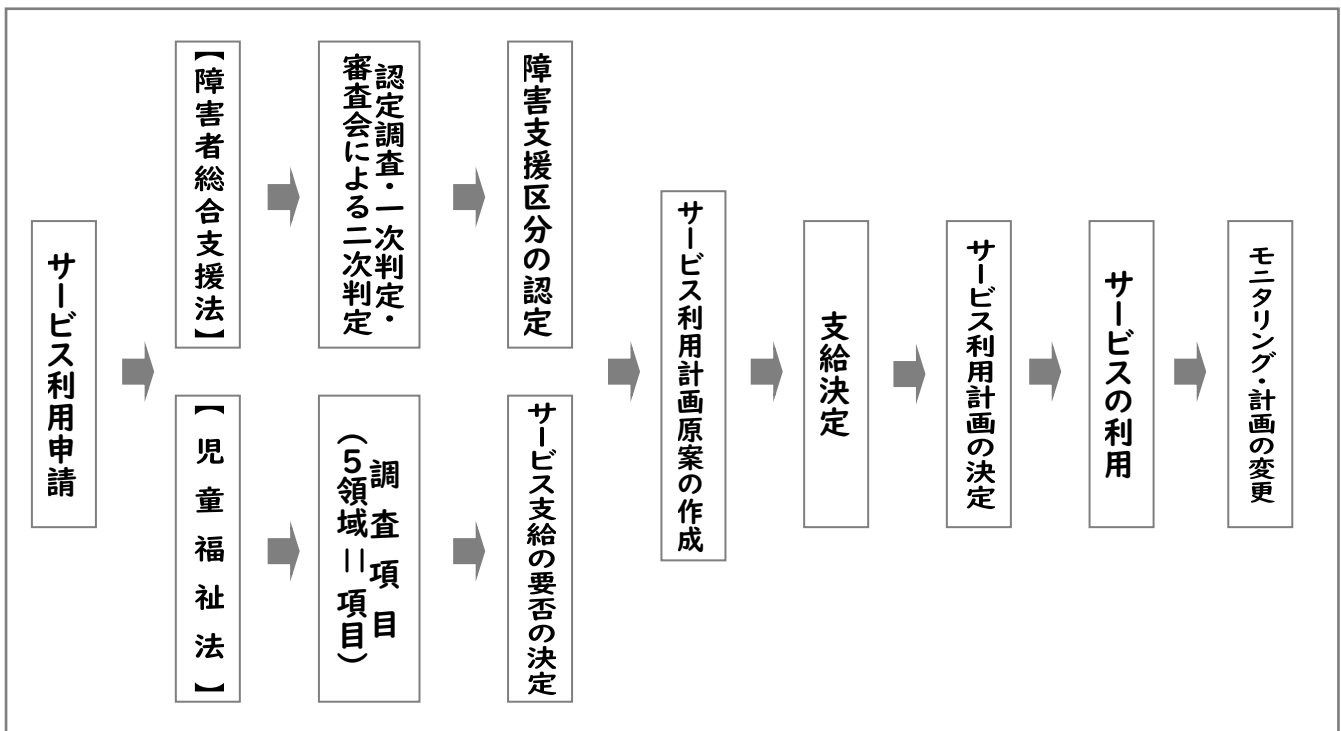
## 第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用にあたっては、町による「障害支援区分の認定」、また、児童福祉法に基づく障がい児の通所サービス等の利用にあたっては、「サービス支給の要否の決定」により、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けた上で、相談支援専門員による「サービス等利用計画」の作成と一定期間ごとのモニタリングが制度化されています。

このほか、各サービス提供事業所が、「サービス等利用計画」をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行っています。

こうしたケアマネジメントのしくみが適切に運用され、一人ひとりのニーズに基づく利用者本位のサービス提供が図られるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めています。

### サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



## 第2章 専門従事者の育成・確保

道や近隣市町村、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

## 第3章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

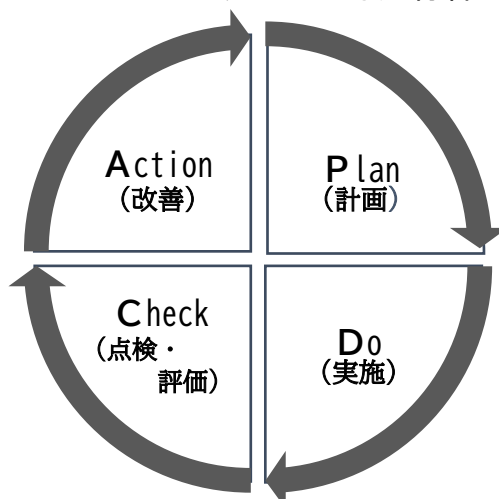
また、情報の共有化や取組の連携体制の向上を図り、事業の効率的・効果的な実施を図るため、担当者レベルでの会議を適宜開催していきます。

## 第4章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、福祉給付課が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）の「PDCAサイクル」により、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、障がい者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「雄武町地域自立支援協議会」を定期的で開催し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

PDCAサイクルによる進行管理



---

---

## 參考資料

---

---



# Ⅰ 策定委員会条例

## 雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会条例

平成 20 年 3 月 18 日

条例第 3 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、本町における保健福祉に関する計画等の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画等を検討することを目的として、雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種類)

第 2 条 策定委員会の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 雄武町高齢者保健福祉計画策定委員会
- (2) 雄武町介護保険事業計画策定委員会
- (3) 雄武町障がい者計画策定委員会

### (構成)

第 3 条 策定委員会の委員は、前条に掲げる委員会の種類毎に 15 名以内とし、別に定める選任区分により、町長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、特に定める場合を除き 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員)

第 5 条 策定委員会には、第 2 条に掲げる委員会の種類毎に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長があたる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 障がい者計画策定委員会委員名簿

### 雄武町障がい者計画策定委員会委員名簿

区分	団体名	氏名	摘要
町内障がい者関係団体	身体障害者福祉協会	高野 幸治	
	共にあゆむ親の会	天間 明美	
	つくしの会	大星 幸恵	
	地域活動支援センターココカラ	中島 亜紀	
福祉関係団体	社会福祉協議会	中島 克弥	
	民生児童委員協議会	石井 幸子	
教育等関係機関	雄武町校長会	大崎 禎浩	
雇用関係機関	オホーツク障がい者 就業・生活支援センターあおぞら	天羽 仁	
福祉サービス事業者	障がい者支援施設清流の里	菊川 博幸	
広域相談事業者	広域相談サロン くらしネットオホーツク	佐藤 直美	
	西紋地域活動支援センター つばさの会	澤田 利一	
関係委員会	雄武町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会	河島 仁	
公募委員		平岡 貞子	
		関添 大器	
		小野 由美	

○委員長

◎副委員長

### 雄武町障がい者計画策定委員会事務局名簿

区分	職名	氏名
事務局長	福祉給付課長	前田 忠和
事務局次長	健康推進課長	石山 英伸
事務局次長	若草保育所長	林崎 光也
事務局次長	健康推進課長補佐	小野 美和
事務局次長	地域包括支援センター副所長	渡邊 夕喜
事務局員	福祉給付課社会福祉係長	山口 雄也
事務局員	福祉給付課社会福祉係	山根 龍哉
事務局員	福祉給付課社会福祉係	村上 和也
事務局員	福祉給付課社会福祉係	吉田 雅乃



---

---

## 第8次雄武町障がい者計画

第8次障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

---

令和6年3月

発行：雄武町

企画・編集：福祉給付課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL:0158-84-2023

FAX:0158-84-4497

E-mail [fukushi@town.oumu.hokkaido.jp](mailto:fukushi@town.oumu.hokkaido.jp)

---

---